

431

令和 7年 6月 9日

奈良県知事 殿

主たる事務所の所在地 〒630-8043

奈良市六条二丁目18番36号

医療法人名 医療法人社団おおもろクリニック

理事長名 大森 正晴

(連絡先TEL0742-53-3955)

決 算 届

令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の決算を終了
しましたので、医療法第52条第1項の規定により届出します。



[添付書類]

1. 事業報告書
2. 財産目録
3. 貸借対照表
4. 損益計算書
5. 関係事業者との取引の状況に関する報告書
6. 医療法人の経営情報等の報告
7. 監事の監査報告書

事業報告書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日) ✓

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団おおもりクリニック ✓

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☒ その他③ ☒ 基金制度採用 ✓ ☐ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 奈良市六条二丁目18番36号 ✓

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成23年9月12日 ✓

(4) 設立登記年月日 平成23年9月14日 ✓

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	大森正晴 ✓	
理 事	大森厚子 ✓	
同	大森一生 ✓	
同		
同		
同		
同		
監 事	大森裕子 ✓	
同		
評 議 員		
同		
同		

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

(3) 収益業務(社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務)

種 類	実 施 場 所	備 考
該当なし		

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年5月25日 ✓ 令和5年度の決算の決定 ✓
令和7年3月25日 ✓ 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定 ✓

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に開設(許可を含む)した主要な施設

(6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(7) そ の 他

2 事業の概要

(1) 本来業務(開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病 院	該当なし		
診療所	おおもりクリニック	奈良市六条二丁目18番36号	無床
介護老人 保健施設	該当なし		

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
該当なし		

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

様式2

※医療法人整理番号

法 人 名	医療法人社団おおもりクリニック
所 在 地	奈良市六条二丁目18番36号

財 産 目 録

(令和7年3月31日現在)

1. 資 産 額	86,293 千円
2. 負 債 額	3,763 千円
3. 純 資 産 額	82,530 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	52,690
B 固 定 資 産	33,602
C 資 産 合 計 (A+B)	86,293
D 負 債 合 計	3,763
E 純 資 産 (C-D)	82,530

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法 人 名 医療法人社団おおもりクリニック

所 在 地 奈良市六条二丁目18番36号

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	52,690	I 流動負債	3,763
II 固定資産	33,602	II 固定負債	
1 有形固定資産	15,542	負 債 合 計	3,763
2 無形固定資産	4	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	18,056	科 目	金 額
		I 資本剰余金	
		II 利益剰余金	70,530
		1 代 替 基 金	
		2 その他利益剰余金	70,530
		III 評価・換算差額等	
		IV 基 金	12,000
		純 資 産 合 計	82,530
資 産 合 計	86,293	負債・純資産合計	86,293

法 人 名	医療法人社団おおもりクリニック
所 在 地	奈良市六条二丁目18番36号

損 益 計 算 書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	90,956
2 事業費用	102,070
本来業務事業損失	11,113 ✓
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	-
2 事業費用	-
附帯業務事業利益	-
事業損失	11,113 ✓
II 事業外収益	122
III 事業外費用	-
経常損失	10,991 ✓
IV 特別利益	-
V 特別損失	-
税引前当期純損失	10,991 ✓
法人税等	71
当期純損失	11,062 ✓

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法 人 名	医療法人社団おおもりクリニック
所 在 地	奈良市六条二丁目18番36号

貸 借 対 照 表

(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	52,690,759	I 流動負債	3,763,196
II 固定資産	33,602,754	II 固定負債	
1 有形固定資産	15,542,295	負 債 合 計	3,763,196
2 無形固定資産	4,200	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	18,056,259	科 目	金 額
		I 資本剰余金	
		II 利益剰余金	70,530,317
		1 代 替 基 金	
		2 その他利益剰余金	70,530,317
		III 評価・換算差額等	
		IV 基 金	12,000,000
		純 資 産 合 計	82,530,317
資 産 合 計	86,293,513	負債・純資産合計	86,293,513

法人名 医療法人社団おもしろクリニック
所在地 奈良市六条二丁目18番36号

※医療法人整理番号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団おおもりクリニック

理事長 大森 正晴 殿

私は、医療法人社団おおもりクリニックの第14期会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年5月14日

医療法人社団おおもりクリ

監事 大森 裕子